

(1) 水域別環境基準類型指定(平成29年度末現在)

()内は最初の指定年月日

指定 水域名	名 称	範 囲	類型	達成 期間	指定年月日	摘要
響 灘 及 び 周 防 灘 水 域	豊前地先海域	大分県長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	ハ	H14.3.29 (S49. 5.13)	
	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、豊前地先海域並びに洞海湾水域に係る部分を除いたもの	海域 A	イ		
	響灘及び周防灘(ハ)	下関市火の山下潮流信号所(以下「L点」とする。)と北九州市門司崎燈台(以下「M点」とする。)を結ぶ線、同市門司区網ノ鼻(以下「N点」とする。)と同点から南東方22,100mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度11分45秒。以下「O点」とする。)を結ぶ線、O点とO点から東20,600mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度24分58秒。以下「P点」とする。)を結ぶ線、P点と宇部市黒崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)に係る部分を除いたもの	海域 II	イ	H15.3.27 (H 9. 4.28)	
	響灘及び周防灘(ニ)	N点とO点を結ぶ線、O点とP点を結ぶ線、P点と大分県長崎鼻を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 II	イ		
	響灘及び周防灘(ホ)	下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線、L点とM点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、洞海湾に係る部分を除いたもの	海域 II	イ		
洞 海 湾 水 域	奥洞海	若戸大橋より湾奥の海域	海域 C	ロ	S46. 5.25	
	新日鉄戸畑泊地	新日鉄戸畑泊地内	海域 C	イ		
	堺川泊地		海域 C	イ		
	洞海湾湾口部		海域 B	ロ		
	響灘	八幡岬から日明下水処理場に至る地先海域であって洞海湾湾口部に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海に限る	海域 A	イ	H15.3.27 (H 9. 4.28)	
	洞海湾	北九州市北防波堤、同防波堤東端と同市小倉北区西港町96番地の3から北東400mの地点を結ぶ線、同地点と北九州市小倉北区西港町96番地の3を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 IV	イ		
筑 前 海 水 域	筑前海	北九州市若松区八幡岬から糸島郡二丈町と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾(1)に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る	海域 A	イ	H13.10.31 (S52. 5.13)	
博 多 湾 水 域	博多湾 東部海域	福岡市東区大字西戸崎2丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤北端を結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津2丁目3番 50 号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域	海域 B	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 III	ニ	H 8. 6.14	
	博多湾 中部海域	福岡市東区大字大岳4丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって博多湾東部海域に係る部分を除いたもの	海域 A	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 III	イ	H 8. 6.14	
	博多湾 西部海域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって、博多湾東部海域及び博多湾中部海域に係る部分を除いたもの	海域 A	イ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
			海域 II	イ	H 8. 6.14	
唐 津 湾 水 域	唐津湾(1)	福岡県糸島郡志摩町仏崎と同町姫島東端を結ぶ線、同島西端と佐賀県唐津市荒埼を結ぶ線、同市兜鼻と同市女瀬鼻を結ぶ線及び陸域により囲まれた海域のうち福岡県海域	海域 A	イ	H13.10.31 (S52. 5.13)	
			海域 II	イ	H13.10.31	

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
有明海	有明海(2)	大牟田川河口半径500m以内	海域C	ロ	S46.12.28	
	有明海(3)	三池港内および三池港防波堤により囲まれた地域	海域C	イ		
	有明海(4)	柳川地先より西南3,000mの地点、初島および三池港北防波堤延長上、三池港灯台より500mの地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた範囲	海域B	イ		
	有明海(15)	その他の有明海	海域A	イ		
	大牟田川港湾区域	全域	海域C	イ	S50.8.25	
	有明海(イ)	佐賀県藤津郡太良町松尾鼻と沖神瀬灯標を結ぶ線、同灯標と福岡県三池港北防砂堤の先端の三池灯台から同防砂堤の延長線上500mの地点(以下「A点」という。)を結ぶ線、A点と熊本県熊本港第2灯浮標(北緯32度45分18秒、東経130度32分3秒。以下「熊本港灯浮標」という。)を結ぶ線と大牟田市と荒尾市の境界である陸岸の地点(以下「B点」という。)と佐賀県藤津郡太良町妙見鼻を結ぶ線の交点(以下「C点」という。)とA点を結ぶ線、B点とC点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域Ⅲ	イ	H16.6.14 (H12.3.29)	
	有明海(ニ)	長崎県深江港島防波堤先端と網田港灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)及び有明海(ハ)に係る部分を除いたもの	海域Ⅱ	イ	H16.6.14 (H12.3.29)	
豊前海流入河川	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	S48.3.31	
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ		
	黒川	全域	A	イ	H16.3.31 (S49.7.25)	
	友枝川	全域	A	イ		
	佐井川	全域	A	イ		
	岩岳川	全域	A	イ		
	中川	全域	A	イ		
	角田川	全域	A	イ		
	上ノ河内川	全域	A	イ		
	城井川上流	赤幡橋から上流	AA	イ		
	城井川下流	赤幡橋から下流	A	イ		
	真如寺川	全域	A	イ		
	岩丸川	全域	A	イ		
	極楽寺川	全域	A	イ		
	祓川上流	祓郷橋から上流	AA	ハ	H11.3.31 (S49.7.25)	
	祓川下流	祓郷橋から下流	A	イ		
	今川上流	野口橋から上流(油木ダム貯水池を除く)	AA	ハ	H15.3.31 (S49.7.25)	
	今川下流	野口橋から下流	A	ハ		
	江尻川	全域	B	イ	H11.3.31 (S49.7.25)	
	長峡川上流	井尻川合流点から上流	A	ハ		
	長峡川下流	井尻川合流点から下流	C	イ		
小波瀬川	全域	A	イ	H11.3.31		
音無川	全域	A	イ			
油木ダム貯水池	全域	湖沼A	イ	H15.3.31		
		湖沼Ⅱ	イ			

指定 水域名	名 称	範 囲	類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日	摘 要
北 九 州 市 内 河 川	江 川	坂井川合流点から下流	D	イ	H10. 4. 1 (S46. 5.25)	
	新々堀川	腰元にある堰から下流	C	イ		
	紫川上流	紫川取水堰から上流(ます淵ダム貯水池を除く)	A	イ	H15. 3.31	
	紫川下流	紫川取水堰から下流	B	イ	(S46.12.16)	
	神嶽川	全域	B	イ	H10. 4. 1 (S46.12.16)	
	板櫃川上流	指場取水堰から上流	A	イ		
	板櫃川中流	指場取水堰から日明井堰まで (槻田川を含む)	A	イ		
	板櫃川下流	日明井堰から下流	B	イ		
	撥川上流	八幡西区岸の浦 2-1-1 地先の橋から上流	B	イ		
	撥川下流	八幡西区岸の浦 2-1-1 地先の橋から下流	C	イ		
	割子川上流	竹末井堰から上流	B	イ		
	割子川下流	竹末井堰から下流	D	イ		
	金山川上流	則松井堰から上流	C	イ		
	金山川下流	則松井堰から下流	C	イ		
	金手川上流	矢戸井堰から上流	B	イ		
	金手川下流	矢戸井堰から下流	D	イ		
	奥畑川	全域	A	イ		
	竹馬川	全域	D	イ		
	清滝川	全域	A	イ		
	大川	全域	B	イ		
	村中川	全域	B	イ		
貫川	全域	B	イ	H10. 4. 1		
相割川	全域	B	イ			
ます淵ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ	H15. 3.31		
		湖沼 II	イ			
遠 賀 川	遠賀川上流	嘉麻市(旧稲築町)新宮ノ前橋から上流	A	イ	H13. 3.30 (S49. 7.25)	
	遠賀川下流	嘉麻市(旧稲築町)新宮ノ前橋から下流	B	イ		
	江川	坂井川合流点から上流	C	イ		
	西川	全域	B	イ		
	犬鳴川	全域	B	イ		
	八木山川上流	脇野橋から上流 (力丸ダム貯水池を除く)	A	イ		
	八木山川下流	脇野橋から下流	B	イ		
	彦山川上流	今任橋から上流	A	イ		
	彦山川下流	今任橋から下流	B	イ		
	中元寺川上流	三ヶ瀬橋から上流	B	イ		
	中元寺川下流	三ヶ瀬橋から下流	B	ハ		
	金辺川	全域	A	ハ		
	穂波川上流	秋松橋から上流	A	イ		
	穂波川下流	秋松橋から下流	B	イ		
	山田川	全域	B	ハ	H13. 3.30	
力丸ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ	H 8. 6.14		
		湖沼 II	ニ			
筑 前 海 流 入 河 川	矢矧川	全域	C	イ	S52. 5.13	
	汐入川	全域	B	イ		
	釣川	全域	B	ハ		
	西郷川	全域	B	ハ		
	大根川上流	谷山川合流点から上流	A	イ		
	大根川下流	谷山川合流点から下流	B	ハ		
	湊川	全域	C	ハ		
	桜井川	全域	A	イ		
	雷山川	全域	A	イ		
	一貫山川	全域	A	イ		
	加茂川	全域	A	イ		
	福吉川	全域	A	イ		

指定 水域名	名 称	範 囲	類 型	達 成 期 間	指 定 年 月 日	摘 要
博 多 湾 流 入 河 川	那珂川上流	塩原橋から上流	A	イ	H 8. 6.14 (S45. 9. 1)	
	那珂川下流 (1)	博多川分岐点から塩原橋まで	B	イ		
	那珂川下流 (2)	博多川分岐点から下流	C	イ		
	御笠川上流	金島井堰から上流	B	イ		
	御笠川下流 (1)	金島井堰から山王橋	D	ハ		
	御笠川下流 (2)	山王橋から下流	D	イ		
	多々良川上流	津屋堰から上流	A	ロ	H 8. 6.14 (S49. 7.25)	
	多々良川下流	津屋堰から下流	C	イ		
	須恵川上流	南里井堰から上流	B	イ		
	須恵川下流	南里井堰から下流	C	イ		
	宇美川上流	亀山新橋から上流	B	イ		
	宇美川下流	亀山新橋から下流	C	ロ		
	樋井川	全域	B	イ		
	金屑川	全域	C	イ		
	室見川	全域	A	イ		
	名柄川	全域	C	イ		
	十郎川	全域	C	イ		
	瑞梅寺川	全域	A	イ		
	唐の原川	全域	C	ロ		
	七寺川	全域	C	イ		
	江ノ口川	全域	C	ロ	H 8. 6.14	
筑 後 川	筑後川(1)	松原ダムより上流(松原ダム貯水池を除く)	AA	イ	S48. 3.31	筑後大堰より下流の SS については、自然 汚濁の現況にかんが みBタイプの基準値は 適用せず、「ごみ等 の浮遊が認められな いこと。」(E 類型相 当)を基準とする。
	筑後川(2)	松原ダムより豆津橋まで	A	イ		
	筑後川(3)	豆津橋より下流	B	ロ	S48. 3.31	
	宝満川(1)	原川合流点より上流	A	イ	S48. 3.31	
	宝満川(2)	原川合流点より下流	B	ロ		
	花宗川	全域	5~9月 B	イ	S49. 7.25	
			10~4月 C	ロ		
	山ノ井川	全域	5~9月 B	イ		
			10~4月 C	ロ		
	広川上流	日道橋から上流	A	イ	H23.5.6 (S49.7.25)	
	広川下流	日道橋から下流	B	イ	S49. 7.25	
	金丸川	全域	C	ハ		
	高良川上流	下川原橋から上流	A	イ	H23.5.6 (S49.7.25)	
	高良川下流	下川原橋から下流	A	イ		
	大刀洗川	全域	B	イ		
	巨瀬川	全域	A	イ		
	小石原川	全域	A	イ	S49. 7.25	
	佐田川上流	屋形原橋から上流(寺内ダム貯水池を除く)	A	イ		
	佐田川下流	屋形原橋から下流	A	ロ		
	桂川	全域	A	イ		
	隈上川	全域	A	イ	H 7. 1.27	
	寺内ダム 貯水池	全域	湖沼 A	イ		
			湖沼 II	ニ		

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
矢部川	矢部川上流	星野川合流点より上流(日向神ダムを除く)	A	イ	H18. 3.31 (S47. 4.20)	感潮区間は浮遊物質量の基準は適用せず、「ごみ等の浮遊が認められないこと。」(E 類型相当)とする。
	矢部川中流	星野川合流点より下流瀬高堰まで	A	イ		
	矢部川下流	瀬高堰より下流	B	イ		
	星野川	全域	A	イ		
	辺春川	全域	A	ハ		
	白木川	全域	A	イ		
	飯江川上流	高田堰より上流	A	イ		
	飯江川下流	高田堰より下流	C	イ		
	楠田川	全域	B	ハ		
	沖端川上流	沖端川分岐点より下流磯鳥堰まで	A	イ		
	沖端川下流	磯鳥堰より下流	C	ハ		
	塩塚川	全域	B	イ		
	日向神ダム	全域	湖沼 A	イ	S47. 4.20	
大牟田市内河川	堂面川	全域	B	ハ	S47. 4.20	
	白銀川上流	三池電力所横堰より上流	A	イ		
	白銀川下流	三池電力所横堰より下流	B	ハ		
	隈川上流	鹿児島本線鉄橋より上流	A	イ		
	隈川下流	鹿児島本線鉄橋より下流	B	イ		
	諏訪川上流	潮止堰より上流	A	イ		
	諏訪川下流	潮止堰より下流	B	イ	H26. 7. 1 (S47. 4.20)	
	大牟田川	大牟田川(大牟田市西新町9番地地先の大牟田港係船護岸の屈折点から対岸に直角に引いた線より下流の港湾区域(以下「大牟田川港湾区域」という。)を除く。)	B	イ	H26. 7. 1 (S45. 9. 1)	

●水生生物保全に係る環境基準類型指定

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
響灘及び周防灘水域	響灘及び周防灘	全域。ただし、響灘及び周防灘(イ)に係る部分を除く。	海域生物 A	イ	H29.5.22	
	響灘及び周防灘(イ)	告示別記 26*の水域	海域生物特 A	イ		
有明海	有明海	全域。ただし、有明海(イ)及び(ロ)に係る部分を除く。	海域生物 A	イ	H30.3.28	
	有明海(イ)	告示別記 27*の水域	海域生物特 A	イ		
豊前海流入河川	山国川下流	大曲橋より下流	生物 B	イ	H22.9.24	
	友枝川	全域	生物 B	イ	H30.3.23	
	佐井川	全域	生物 B	イ		
	岩岳川	全域	生物 B	イ		
	中川	全域	生物 B	イ		
	城井川	全域	生物 B	イ		
	真如寺川	全域	生物 B	イ		
	岩丸川	全域	生物 B	イ		
	祓川上流	古屋河内橋から上流	生物 A	イ		
	祓川下流	古屋河内橋から下流	生物 B	イ		
	今川	油木ダム貯水池を除く全域	生物 B	イ		
	江尻川	全域	生物 B	イ		
	長峡川	全域	生物 B	イ		
	音無川	全域	生物 B	イ		
油木ダム貯水池	全域	湖沼 生物 B	イ			

※ 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号)

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	摘要
遠賀川	遠賀川	全域	生物 B	イ	H30.3.23	
	西川	全域	生物 B	イ		
	犬鳴川	全域	生物 B	イ		
	八木山川	力丸ダム貯水池を除く全域	生物 B	イ		
	彦山川	全域	生物 B	イ		
	中元寺川	全域	生物 B	イ		
	金辺川	全域	生物 B	イ		
	穂波川	全域	生物 B	イ		
	山田川	全域	生物 B	イ		
	力丸ダム貯水池	全域	湖沼 生物 B	イ		
博多湾流入河川	那珂川上流	今光橋から上流	生物 A	イ	H29.4.7	
	那珂川下流	今光橋から下流	生物 B	イ		
	御笠川	全域	生物 B	イ		
	多々良川	全域	生物 B	イ		
	宇美川	全域	生物 B	イ		
	須恵川	全域	生物 B	イ		
	樋井川	全域	生物 B	イ		
	室見川上流	矢倉橋から上流	生物 A	イ		
	室見川下流	矢倉橋から下流	生物 B	イ		
瑞梅寺川	全域	生物 B	イ			
筑後川	筑後川下流	北里川合流点より下流(松原ダム貯水池を除く)	生物 B	イ	H22.9.24	
	宝満川	全域	生物 B	イ		
大牟田市内河川	諏訪川	全域	生物 B	イ	H29.4.7	

- (注) 1 類型の欄の記号は環境庁告示(水質汚濁に係る環境基準について「昭和46年環境庁告示第 59 号」)別表第2の類型を示す。
2 類型の欄中の「海域」及び「湖沼」の表示のないものは「河川」の類型を示す。
3 達成期間の欄の分類は次による。
「イ」… 直ちに達成
「ロ」… 5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」… 5年を超える期間で可及的速やかに達成
「ニ」… 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。